

# 1 平和・人権

～平和を希求し、人権や国籍、性、出身、障害、年齢などによる差別のないまち

## <基本計画の目標>

《平和》

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神を生かし、平和を基調にした世界に誇れる鎌倉をめざします。

《人権》

一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・障害・年齢・デジタルデバインド（情報格差）などによる差別を受けることなく、だれもが市民として尊重される社会をめざします。

学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら、人権教育の推進をめざします。

## <B 目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H20	H21	H22	H23	対前年度
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	60.8 %	65.2 %	67.4 %	66.7 %	64.6 %	↓

## <C 目標達成に向けた23年度の実績と自己評価>

※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント)

### 【経営企画部】

平和都市宣言(昭和33年8月)及び市民憲章(昭和48年11月)の精神に基づき、市民の平和意識の醸成を図ることを目的として、公募による市民で構成された実行委員会との協働により、小中学生への平和の出前講話をはじめ、様々な平和推進事業を実施しました。また、東日本大震災の義援金募金を事業実施会場で行いました。

その他に市民団体との共催事業では、若い世代の参加も得ながら、広島・長崎の被爆体験者の手記や詩の朗読、平和に関するスピーチなどを行うとともに、鎌倉市の平和都市宣言を周知する機会を持つことができました。

自己評価



前年度当初目標に対し、◎＝80%以上○＝50%以上△＝30%以上×＝30%未満

## <D 前回の市民評価委員会などからの指摘への対応状況>

市民評価委員会などからの指摘

指摘等に対する改善策・対応など

### 【経営企画部】

<p>啓発以外の具体的な取り組みイメージが提示されていない。実行委員会に委ねる前に、担当課としての方向性を示すべきではないか。</p>	⇒	<p>平和事業等市民協働事業については、市民の主体性を尊重し実施してきた経過がありますが、再度市の方向性を丁寧に説明するとともに、国内外の平和活動団体等の活動を参考に具体的な方法を協議することとします。</p>
<p>若年層の意識は市民意識調査では把握しきれないことから、教育機関を通じて把握するなどの検討も必要ではないか。</p>		<p>現在、実施している平和の出前講話後に簡単なアンケート調査を行うなど生徒の関心、理解について教育現場と調整し調査を検討します。</p>
<p>平和・人権に関しての具体的な施策が、啓発にあいかわらずとどまっており、平和に対する鎌倉らしい背景を掘り起こすこと等を通じた、特色ある具体的な施策の展開が望まれる。(啓発以外の具体的な事業を検討していくと記述があるが、内容が不明。)</p>		<p>3月の東日本大震災を受け、年度当初の実行委員会で、担当課として今後の平和事業について再考する必要があることを伝えました。今後、具体的な事例を提案するとともに、とりわけ若い世代を対象に庁内関連部署との連携を深め、平和事業を進めます。</p>
<p>人権意識啓発や人権相談などは、小規模の実施事業でも継続して行い、拡大につなげたい。</p>		<p>この事業は、誰もが命を大切に、幸せに生きることのできる社会を目指して、人々に意識づくりや意識高揚を働きかける事業です。時代の変遷とともに、社会が抱える課題は変化するため、情勢に応じた課題解決のための働きかけを地道に続け、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指しています。市民や職員向けの講座を開催するとともに、他の団体等が開催する講演会や研修に市民や職員を派遣し啓発に努めています。また、人権擁護委員と協働で、街頭啓発活動や人権作文コンテストといった啓発活動にも取り組んでいます。</p>
<p>豊かで平和な生活を享受してきた背景に、電力をふんだんに使用してきた国民のエネルギー政策への慢心、無関心もあげられるだろう。3.11東日本大震災をきっかけに、人々が安全で平和に暮らしていくための筋道を再考すべき時期にきており、平和・人権分野でも取り組みが望まれる。</p>		<p>3月の東日本大震災、とりわけ原発事故はエネルギー問題、電力消費型の生活を問い直すきっかけとなったと認識しています。人との絆、堅実で自然志向の生活など平和の捉え方も含め新たな施策について再考します。</p>

## <E 23年度未達成事業の課題・問題点など>

### 【経営企画部】

さまざまな機会を捉え平和都市宣言を周知し、その精神を次世代に引き継ぐため、若い世代の参加が必要です。幅広い年代が参加できる事業に取り組みます。

※未達成の理由<支障となった理由>

20・30代が積極的に参加したくなる事業が少なかったことによるです。

## <F 今後の展開(取組方針)>

### 【経営企画部】

平和都市宣言の精神を広め、次世代へ伝えるよう幅広い年代層が参加できる事業の企画立案を実行委員会との協働により取り組んでいきます。

## <G 実績指標：事業ごとの進捗を示す代表的な指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H20	H21	H22	H23	H22年度 目標値	H27年度 目標値
平和推進事業への参加者数(+)	平和推進実行委員会が主催する年間の平和推進事業への参加者数	4,295 人	4,706 人	4,879 人	5,302 人	<b>4,068</b> 人	4,400 人	4,600 人
平和都市宣言の認知度(+)	昭和33年に行われた「平和都市宣言」を知っている市民の割合	61.7 %	62.8 %	62.6 %	62 %	<b>63.1</b> %	63 %	64 %
人権侵害出現率(-)	ここ1年間に身近なところで人権侵害の現場を見聞きしたり、あるいは直接受けたことがある市民の割合	10.1 %	10.6 %	11.2 %	11.2 %	<b>11.4</b> %	9 %	8 %

## <H 事業コスト総額>

分野別事業費		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施策コスト	決算値 (A)	5,990千円	4,158千円	3,827千円	3,969千円				
	(国・県)	350千円	350千円	350千円	368千円				
	(負担金等)	0千円	0千円	0千円	0千円				
	(一般財源)	5,640千円	3,808千円	3,477千円	3,601千円				
	人員配置数	3.4人	3.2人	3.2人	3.2人				
	人件費 (B)	31,979千円	29,289千円	27,769千円	27,742千円				
	総事業費(A+B)	37,969千円	33,447千円	31,596千円	31,711千円				
	対前年比		88.1%	94.5%	100.4%				

## 鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



### 評価できるところ

- ・市民協働による平和推進事業を実施した。
- ・小中学生を対象に平和の出前講話を実施して、若年層への働き掛けを行うとともに、様々な平和推進事業を実施した。
- ・平和が常ではないことを知り、人権を尊重することの大切さをこれからも伝え続けてほしいと思う。
- ・小学校・中学校・高校のいじめが続いているが、若年層の意識(人権)調査を出前講座後のアンケート調査で行えるように進めていることは良いことである。
- ・東日本大震災の義援金募集を行った。
- ・昨年度の市民評価委員会からの指摘に対して、前向きに対応していこうという姿勢は評価できる。



### 課題・提言

- ・世界平和は人類の全てが希求するところであるが、その手段は国際情勢、国家の体制等によって異なる。基礎自治体としては啓発運動や救済活動が適しているが、平和や人権は単発の啓発イベントでは定着しない。啓発事業は、市民協働から市民主導へと移行させていくべきであるが、平和・人権に関する具体的施策が、啓発にとどまっている状況が継続しており、平和に対する鎌倉らしい背景を掘り起こすこと等、特色ある具体的な施策の展開が望まれる。もっと教育などを生かして継続して頂きたい。
- ・震災以降も被災地への支援を検討することが望まれる。
- ・人権相談があることを地道に広報し、苦しい状況にある人の窓口になって頂ければと思う。
- ・人権侵害出現率が平成23年度は11.4%となっており、わずかずつではあるが上昇傾向にある。原因の究明とともに平成27年度目標値8%に近づける努力をして頂きたい。そして、結果として出現率が増加したとしても、その現実に対応していくことが最も重要だと思う。ただし、人権侵害出現率の増減を目安にするだけでなく、表面化しない問題を見つけて解決していくことも大切である。
- ・若年層の意識調査を纏めて公開して頂きたい。その中にはいじめの問題も基本的人権として考えて頂きたい。
- ・人権に関する課題(高齢者への虐待や児童虐待)は担当分野の事業に吸収させるべきである。
- ・市民評価委員からの指摘に対して、様々な対応を協議・検討していくとしているが、平成24年度には協議検討の結果、どの様な対応を行うこととしたか、又は行うかが重要となる。

この分野のめざすべきまちの姿に向けた平成23年度の取組は、**良好であった。**